

消費生活センターだより 暮らしのスクラム



大手宅配業者を名乗る 偽メッセージにご注意！

事例

スマホに大手宅配業者から、「お荷物をお届けにあがりましたが、ご不在の為持ち帰りました。配送物は下記URLからご確認ください」とショートメッセージ（SMS）が届いた。
身に覚えがない。

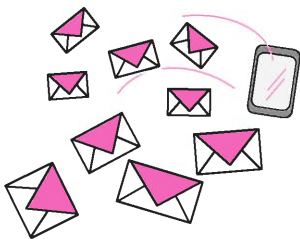
お荷物をお届けにあがりましたが、
ご不在の為…



～アドバイス～

SMSに添付されているURLにアクセスすると、実在の宅配会社そっくりの偽サイトに入ります。消費者が荷物を確認しようとする、悪質アプリをインストールするよう誘導され、スマホ内の情報が盗まれる手口です。

スマホに悪質アプリをインストールしてしまうと、



- ① 同じ内容のSMSをスマホから多数送信され、高額な通信料金が発生する。また、SMSを受信した相手から問い合わせの電話が次々とかかってくる。
- ② スマホの電話番号が悪用され、携帯電話会社から高額な料金請求を受ける。
などといった被害が出ています。

いったん被害に遭うと、お金を取り戻すことは困難です。

身に覚えのないSMSが届いた時は、安易にURLにアクセスしないよう気をつけましょう。また、怪しいアプリをインストールしないように設定を変更するなど、セキュリティ対策をしましょう。

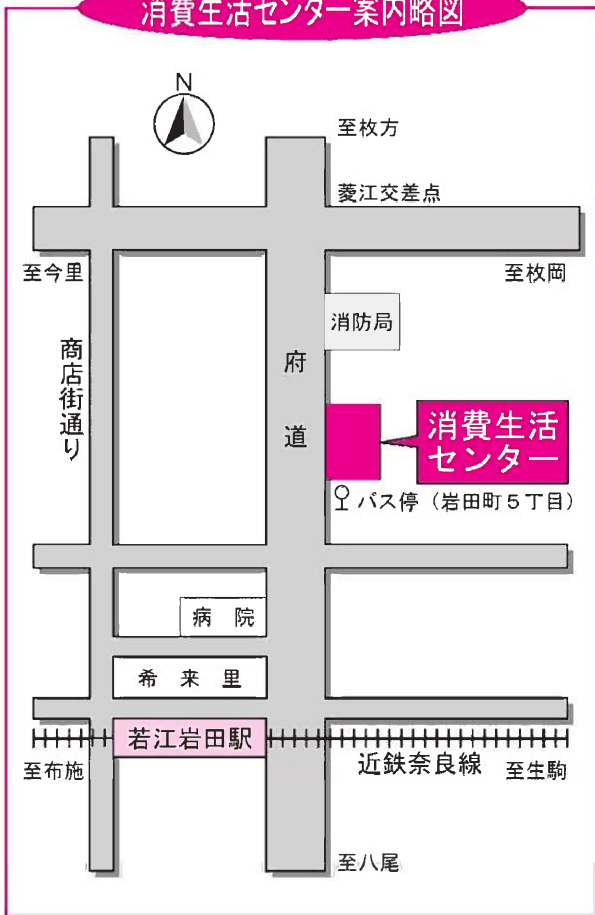
万が一悪質アプリをインストールした場合は、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）
<https://www.ipa.go.jp/index.html> に対処方法が記載されています。参考にしてください。

発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！

消費生活センターご案内

消費生活センター案内略図



〈消費生活相談窓口は〉

●電話

072-965-0102

●受付時間

午前9時30分～午後4時まで
(土・日・祝日を除く)

※ 来所相談の場合は、事前に電話予約してください。

●交通：近鉄奈良線若江岩田駅下車 北へ徒歩約5分

〒578-0941 東大阪市岩田町5丁目7番36号

東大阪市立消費生活センター
TEL 072-965-6002(事務所)
FAX 072-962-9385

開館時間 午前9時から午後5時30分まで

…相談窓口ではこんなことをしています…

- ◆ 自主交渉の助言……消費者がご自分で解決できる方法を助言します。
- ◆ 苦情処理のあっせん……契約に問題があれば、必要に応じて事業者とのあっせんをいたします。
- ◆ 専門機関の紹介……センターでお受けできない相談は、専門機関をご紹介します。
- ◆ 消費生活にかかわる情報提供など

★消費生活センターでお受けできない相談

- ◆ 事業者からの相談
- ◆ 個人間のトラブル
- ◆ 行政への苦情
- ◆ 損害賠償の請求



〈土曜・日曜の相談窓口〉

土曜日…(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 ☎06-4790-8110
午前10時から午後4時まで

日曜日…(公社)全国消費生活相談員協会 ☎06-6203-7650
午前10時から午前12時(正午)まで、午後1時から4時まで

表面もご覧ください!